

協働の指針 第6章について(たたき台)

第6章 担い手の役割

協働を促進していくために、協働の原則を踏まえ第6章でどのような役割分担が必要か、また、各主体にはどのようなことが求められていくのかを記載していきます。

協働の原則

- ◆情報共有 《情報は積極的に発信していこう！》
- ◆対等な関係 《同じ視線で、話し合おう！》
- ◆相互理解 《長所、短所を認め合おう！》
- ◆相互補完 《困りごとは、助け合おう！》
- ◆自主性・自立性の尊重 《誰かに依存することなく、主体的に行動しよう！》
- ◆自律性の尊重 《互いにルールを守り、行動しよう！》

【みんなが重視すること】

- ・お互いの歩み寄りの姿勢
- ・役割分担は固定ではなく、時と場合に応じて柔軟に見直す

【市民等ができること】

- ・情報収集、情報発信
- ・地域活動への積極的な参加
- ・ネットワーク、コミュニティの広がり
- ・協働にふさわしい事業の掘り起こし
- ・まちづくりを行う自覚を持つ
- ・自らの能力を活かす場に参加

【行政等ができること】

- ・情報収集、情報発信
- ・職員の協働意識の向上
- ・相談窓口や各主体の交流の場の整備
- ・横断的に事業に取り組む
- ・市民公益活動団体の基盤強化の支援